



ふくろうニュース

特定非営利活動法人 消費者ネット広島 会報

No.27
2015. 7. 30
発行

2015 年度定時総会・記念講演を開催しました



6月6日(土)14時00分～16時30分、広島YMC Aコンベンションホールにて定時総会・記念講演を開催し、延べ53名の方が参加しました。

○2015 年度定時総会

定時総会では、吉富理事長より開会の挨拶として、2016年に施行される新訴訟制度、被害回復を請求できる特定適格消費者団体としての認定を目指した活動を行なう、「見守りねっと」メルマガの配信登録者の拡大、大学生協と連携し、若者向けのセミナーを開催したいとの報告をしました。

来賓として、広島弁護士会会長で消費者ネット広島の副理事長の木村豊弁護士より、消費者ネット広島は、1999年9月に消費者契約法を考える市民ネットワーク広島として発足し、取組みをスタート、現在に至っている。新しい広島弁護士会館が7月1日にオープンするとの報告がされました。

続いて議事に入りました。宗山隆幸事務局長が、2014年度事業報告ならびに活動決算(第1号議案)、2015年度事業計画ならびに活動予算(第2号議案)について提案説明し、寺本ひとみ監事より監査報告がされ、いずれも賛成多数で承認されました。

続いて、吉富啓一郎理事長より、役員選任(第3号議案)について提案説明し、賛成多数で承認されました。

並行して、理事会を開催し、新しい執行体制と新任・退任の役員を吉富理事長より紹介しました。

理事長 吉富啓一郎、 副理事長 木村豊・岡村信秀
新任理事 豊嶋佳子・寺本ひとみ、 新任監事 福島守
退任理事 川本信枝・中原律子、 退任監事 仲田誠一・寺本ひとみ



○記念講演

今回の記念講演は、京都消費者契約ネットワークの理事で弁護士の長野浩三先生に、この間京都が行った、事業者への差止請求の成果と 2016 年に施行される集団的消費者被害回復制度について講演いただきました。

最後に長野先生より、大事なこととして、楽しんでやること。地域での連携を大事にすること。創意工夫を精一杯すること。あきらめないこと。本気になる人を 3 人(以上)作ることが必要であるとの報告がされました。

京都消費者ネットワーク理事
弁護士 長野浩三氏



理事長 吉富啓一郎



副理事長 木村豊



副理事長 岡村信秀

新役員の紹介

新任理事 豊嶋 佳子 (生活協同組合ひろしま 理事)



2年前、私は消費者ネット広島の会員になり「ふくろうニュース」を読み、総会に出席し、ある程度は分かっているつもりでいました。でも理事会に出席し、生協ひろしまで聞いた事のない言葉に合い戸惑いました。しっかり学習し、きちんと理解し、消費者ネット広島で少しでも役立つよう頑張りたいと思います。

新任理事 寺本 ひとみ (広島市消費生活センター 相談員)



監事から理事に選任されました寺本ひとみです。広島市消費生活センターで相談員をしています。消費生活相談員として個別事案の救済だけでなく、相談現場からの情報をお伝えできる形で提供し、消費者被害が不特定多数に拡大する事態を防ぐために、力不足ですが一生懸命やらせていただきます。何卒、よろしくお願いいたします。

新任監事 福島 守 (広島県生活協同組合連合会 事務局長)



広島県生活協同組合連合会の福島と申します。消費者団体では消費者の被害防止に取り組んでいますが、残念ながら被害は拡大する一方です。そのような社会情勢の中、消費者ネット広島の役割は今後も大切になってきます。消費者を騙すことに対する強い憤りを、消費者ネット広島の活動にぶつけて、少しでも活動のお役に立ちたいと思います。よろしくお願いいたします。

消費者被害のない安心・安全な地域社会づくりを目指して

理事長 吉富啓一郎

理事長に選任されました。 ご指導・ご協力のほどお願いいたします。

残念ながら、ご周知の通り、消費者被害は複雑化・多様化し、その手口も巧妙化しています。なかなかその未然・拡大防止につながらない状況が続いています。私たちは消費者被害の未然・拡大防止に取り組み、住民が安心して暮らし続けられる地域社会づくりを目指しているNPO法人です。

まず、引き続き適格消費者団体として差止訴訟に取り組みます。事業者への「質問」「申入れ」「改善要請」そして「差止訴訟」に取り組みます。そのために、「専門相談受付体制」(火/木)を堅持し、消費者からの「生の声」(情報)を増やしていきたい、広島市と締結した「消費生活相談情報の提供に係る覚書」を活用していきたいと考えています。併せて広島県と同様の覚書の締結を目指したい。これらの実績を踏まえて、「集団的被害回復に係る訴訟制度」に対応するため、「特定適格消費者団体」の「認定」に向けた条件整備に努めたい。

次に、深刻化する高齢消費者の消費者被害防止について、特に高齢者を「見守る立場」の

方々のネットワークづくりに力を注ぎたいと考えています。

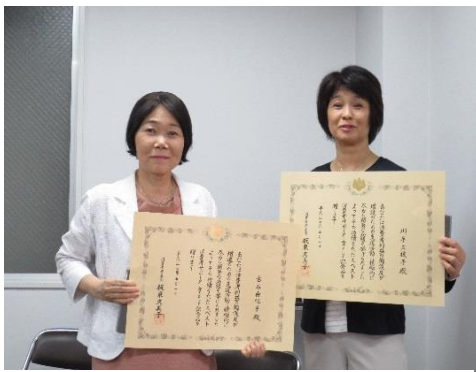
そのためのツールとして「メルマガ」（毎週月曜日に配信）登録者の拡大に努める所存です。今年度は地域の民生・児童委員はもとより高齢者の介護従事者（ヘルパー等）の「メルマガ」登録者を増やしたいと考えています。そのために、地域包括支援センター等の訪問を考えています。ご協力をよろしくお願いいたします。

さらに、「消費者教育推進法」の制定を受け、全国で「若者向けセミナー」の実施が相次いでいます。当法人でも「大学生向けセミナー」実施を目指したいと考えています。（その際は、「消費者教育の推進に係る意見交換会」5月26日開催、広島県主催のご指導を得たい）

最後に、会員の方々に、『こんにちは！消費者ネット広島です』（紹介パンフ）の活用をお願いします。

ベスト消費者サポーター章受章にあたって

理事 川手三枝子



（左）古石由紀子さん （右）川手三枝子

この度、消費者庁から標記の章を、福山市消費生活相談員の古石由紀子さんと共に受章しました。私は、長年広島県で消費生活相談員をしてきたこと（平成27年6月で27年目に入りました）、適格消費者団体NPO法人消費者ネット広島での検討委員・理事としての活動、NACS中国支部での会員活動委員・事業委員としての活動が、受章に結び付きました。特に長年の相談員としての活動が大きな要因だと思います。暖かい指導や見守りを受けて、これまでやってこれました。今回の受章は、ひとえに支えて下さった方々のおかげと感謝しています。

私と消費者ネット広島との関わりは、平成18年からで、県の相談員も活動に参加してほしいとのことで、声をかけてもらったことがきっかけです。このことは、私にとってはラッキーでした。訳が分からないままに検討委員会に出席し、他の検討委員の意見を聞いて、勉強させてもらいました。日々の相談業務の中で、なかなか相談者の意向に添えないこともあり、はがゆい思いをしますが、適格消費者団体が申し入れ活動をすることで、消費者被害の救済や未然防止、消費者市民社会の構築に繋がることは喜ばしいことです。消費者ネット広島の活動はHPで確認していただけますが、いつも複数の申し入れ案件を検討しています。他の適格消費者団体のように目立ってはいませんが、決して休んでいるわけではありません。ドカーンと大きな案件はなくても、地道に1歩ずつ前に進んでいます。その1歩ずつの活動の中で、多くのことを学ばせてもらいました。しかし、一番の収穫は、弁護士の情報整理の上手さを知ったことでした。ある弁護士曰く「資料が多いから、すぐに整理しとかなないとわからなくなるんだよ。」 利用したい資料（情報）がすぐに取り出せるということは、時間

と情報の有効利用には欠かせません。実は、私は、情報の整理が下手で、何かするときにはまず資料があったはず、どこだったかなで時間を費やします。できる人とできない人の違いは、資料と頭の整理の差から生じると言っても過言ではないと確信しました。間近に弁護士に接し、法的な考え方だけではなく、実生活に役立つことも大いに学ぶところがありました。

消費者ネット広島では、年に2回消費生活相談員との情報交換会を開催しています。毎月開催してはという声もありましたが、いろいろな事情から年に2回となっています。適格消費者団体の運営にかかわるものとして、また消費生活相談員として、この回数を増やし、相談員の日々の業務で感じる悩みや熱い思いを申し入れ活動に繋げることに一役買うことができれば幸いです。

高齢者の消費者被害を防ぐ「見守りねっと」配信事業について

高齢者を狙った消費者被害は、近年急激に増加し深刻な問題となっています。消費者ネット広島では、広島県の委託事業として、平成25年10月から高齢者と身近に接する、民生委員児童委員、ケアマネジャー、ヘルパー等を対象とした、高齢者の消費者被害防止に関するメルマガジンの配信、ウェブページの作成などの情報提供事業「見守りねっと」を開始しました。

高齢者の消費者被害には、被害に遭っていることに気付かない、気付いても誰にも相談しない場合が少なくないため、その防止には、周囲の「見守り」が重要です。

「見守りねっと」では、最新の消費者被害の手口や見守りのポイントなど、高齢者の見守りに役立つ情報を週に1回程度配信しています。出来るだけ身近で新鮮な情報を届けるよう心掛けています。現在のメルマガ登録者数は約850名。5年後には、3000名に伸ばすよう様々な取り組みを行っています。

課題としては、民生委員児童委員等、比較的高齢な方の登録をどう増やしていくかです。携帯電話からの登録は難しいため、登録票にアドレスを書いてもらう等、試行錯誤中です。

多くの方に「見守りねっと」を通じて、消費者被害に関する最新の情報を入手していただき、高齢者が被害に遭わない、安全・安心な暮らしづくりに役立ててもらいたいと思っています。まだご登録をされていない方には、是非この機会にご登録をお願いいたします。

「見守りねっと」登録方法

○パソコン、タブレット、スマホ、携帯から下記アドレスへ空メールを送信して登録をお願いします。

mimamori@shohinet-h.or.jp

○直接の登録が難しい方は、消費者ネット広島まで電話かFAXで、ご登録のアドレスをお知らせください。



「平成27年度広島市消費者月間事業」に参加しました



5月30日（土）、広島市消費者月間事業が開催され、消費者ネット広島は、広島市と共催で消費生活弁護士相談会及び消費者のひろばへ展示ブースとして参加しました。

消費生活弁護士相談会では、6人の弁護士にご協力いただき、来所相談7件、電話相談4件、計11件の様々な相談が寄せられました。



消費者のひろばの展示ブースでは、適格消費者団体の活動を紹介する、パネルの展示を行ないました。

また、「見守りねっと」メルマガ登録の推進活動を行ない、5人の方に登録をしていただきました。

情報提供をお願いします

適格消費者団体として事業者への改善申入れを行う活動の源は、皆さんからの情報提供です。

消費者トラブルに関する情報受付を、**毎週火と木の14時から16時**については、**弁護士・司法書士等の専門相談員による電話受付**を行っています。

※その他の平日、14時～17時は事務局が対応しております。

情報収集が目的ですが、内容によっては解決に参考になるアドバイスも行います。

皆様からの情報提供をお待ちしております。



●事務所はこちらです。

会員どうしの「オシャレひろば」にお気軽に、お越しください。



(みはる&まろう)

内閣総理大臣認定 適格消費者団体 特定非営利活動法人 **消費者ネット広島**

〒730-0017 広島市中区鉄砲町1番20号 第3ウエノヤビル 3階 D号室

TEL:082-962-6181 FAX:082-962-6182

HP: <http://www.shohinet-h.or.jp/>

